

令和6年度旅行商品造成支援金交付要領 (福島インバウンド誘客周遊促進事業)

(趣旨)

第1条 公益財団法人福島県観光物産交流協会(以下「協会」という。)は、訪日外国人旅行者の誘客促進及び県内消費拡大を図るため、外国人を対象に海外で募集を行い、福島県に宿泊滞在する旅行を企画・実施した旅行業者及び旅行業者代理業者、旅行手配サービス業者(以下「旅行会社」という。)に対し、この要領の定めるところにより、旅行企画等に係る経費の一部を予算の範囲内で交付する。

(支援額及び支援対象)

第2条 支援金は、旅行会社が別表に定める旅行を行う場合に、当該旅行の企画等に要する経費のうち、同表に定める額を旅行会社に対して交付するものとする。ただし、特段の事情がある場合については、代理による申請を認める。(第7条参照)

2 対象となる旅行商品は外国人を対象に海外で募集を行い、福島県の観光地を訪問して宿泊滞在する旅行商品とする。

(支援対象期間)

第3条 支援対象期間は、令和6年5月13日から令和7年2月28日までとし、受付期間を下記2期とする。ただし、予算がなくなり次第、受付を終了する。

第1期	支援対象ツアー	令和6年5月13日出発分から令和6年10月31日出発分まで
	申請受付期間	令和6年4月24日から令和6年10月21日まで
第2期	支援対象ツアー	令和6年11月1日出発分から令和7年2月28日帰着分まで
	申請受付期間	令和6年10月22日から令和7年2月18日まで

(申請書の提出)

第4条 支援金の交付申請をしようとする旅行会社は、次に掲げる書類を、旅行開始の40日前から10日前までに電子メールにて協会へ提出しなければならない。なお、催行が決定している旅行商品に限る。

- (1) 旅行商品造成支援金交付申請書(福島県インバウンド誘客周遊促進事業)(第1号様式)
- (2) ツアー情報(第2号様式)
- (3) 旅程表
- (4) 募集内容が確認できる資料
 - ① 募集型企画旅行の場合;当該旅行に係る広報媒体の写し
※旅行会社名と販売価格が表記されているものであること
 - ② 受注型企画旅行の場合;顧客に提案した企画書(日程表のみは不可)

又は顧客の組織内募集の広告・告知書類

※旅行会社名が表記されているものであること。

- (5) 旅行商品造成支援金申請者情報シート（福島インバウンド誘客周遊促進事業）
- (6) 申請代表者および申請担当者の名刺の写し
- (7) 振込口座の通帳の写し（インターネットバンキングの口座情報可）

（変更の通知・中止の承認の申請）

第5条 交付決定通知後、申請額の25%以上の増減額が生じる場合、旅行会社は速やかに協会に通知しなければならない。なお、増額が認められる場合には、協会は予算の範囲内で支援を行うものとする。

2 事業の中止が生じる場合、旅行会社は、旅行商品造成支援金中止承認申請書（福島県インバウンド誘客周遊促進事業）（第3号様式）を速やかに電子メールにて協会に提出することとする。

（実績報告・交付請求）

第6条 旅行会社は、当該事業が完了したときは、次に掲げる書類を、事業完了の日から20日以内又は令和7年2月28日のいずれか早い日までに電子メールにて協会へ提出しなければならない。また、協会における予算管理のため、各ツアー終了後、下記(3)および(4)を速やかに協会へ提出すること。

- (1) 旅行商品造成支援金実績報告書兼請求書（福島インバウンド誘客周遊促進事業）（第4号様式）
- (2) ツアー情報（第2号様式）※「実績報告時」の情報を記載
- (3) 最終旅程表
- (4) 最終参加者リスト（ルーミングリスト可）
- (5) 宿泊施設が発行した宿泊証明書の写しまたは領収書の写し
※いずれも宿泊人数が明記されているものに限る。宿泊施設の印が無いものは対象外。
- (6) （福島県内のバス会社を利用した場合）福島県内の営業所で発行された貸切バス運送引受書の写しまたは領収書の写し

（申請者の委任）

第7条 本事業の支援金交付申請を代理人に委任する承認を受けようとする場合は、委任状（第5号様式）の原本を協会に提出し、承認を受けなければならない。

（支援金の支払）

第8条 協会は、事業実績を精査した結果、支援要件を満たすと認められるときには、遅滞なく支援金を支払うこととする。

(支援金の返還)

第9条 協会は、支援金の交付を受けた団体が交付申請書又は実績報告書等に虚偽の記載をしたときは、支援金の決定を取り消し、既に交付した支援金の全部又は一部を返還させることができるものとする。

(会計帳簿等の整備等)

第10条 支援金の交付を受けた者は、支援金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

附 則

この要領は、令和6年4月24日から施行する。

別表

支援対象者	旅行会社			
支援対象市場	台湾、タイ、ベトナム、オーストラリア、韓国、その他（中国・香港除く）			
支援条件		支援対象となる旅行商品	支援額	上限額
	基本条件	<p>福島県を訪れる旅行商品（募集型企画旅行、受注型企画旅行）について、次の条件をすべて満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> 旅行商品は、県内の宿泊施設に<u>2泊以上</u>すること。 福島県内の観光地を<u>5箇所以上</u>コースに組み入れること。 <u>10名以上</u>であること。 	<u>1名当たり</u> <u>5,000円</u> を支援する。	1名当たりの最大 10,000円 1ツアー当たり最大 1,000,000円
	場合に 応じた 加算	<p>(バス加算)</p> <ul style="list-style-type: none"> 福島県内に本社または営業所を有するバス事業者を利用した商品 	<u>1名当たり</u> <u>2,000円</u> を加算する。	円(100名まで)
		<p>(浜通り加算)</p> <ul style="list-style-type: none"> 浜通りの13市町村内（いわき市、相馬市、南相馬市、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯舘村）に1泊した商品 	<u>1名当たり</u> <u>3,000円</u> を加算する。 ※2泊以上の加算はない。	※原則1社当たりの 上限額 10,000,000円

※ 予算の範囲内で支援を行う。

※ 福島空港利用のチャーター便を利用する旅行商品は支援対象外とする。

※ 添乗員やツアーガイド等、旅行催行業務に携わる関係者に対しては支援対象外とする。

※ 外国人を対象に海外で募集を行なった旅行商品が対象であるため、旅程の一部だけ参加する者については対象外とする。

※ 着地型旅行商品は対象外とする。

※ 福島県の実施する事業による旅行商品は、原則対象外とする。